

# 長岡大学障がいのある学生支援に関する合理的配慮の基本方針

はじめに

長岡大学（以下「本学」という）における障がいのある学生に対する支援は、「長岡大学障がい学生支援規程」（以下「規程」という）に基づき実施される。本障がいのある学生支援に関する合理的配慮の基本方針（以下「基本方針」という）においては支援の対象、及び支援の具体的な内容について定める。

## 1. 支援に当たっての範囲

### (1) 学生の範囲

基本方針にいう学生とは、本学に入学を希望する障がいのある者、及び本学に在籍する障がいのある全ての学生（日本人学生、留学生、単位互換対象学生、科目等履修生、交換留学生等）とする。

### (2) 障がいのある学生の範囲

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は、社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

### (3) 支援の対象者

障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は、社会的生活に相当な制限を受ける状態にあり、根拠資料として、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳および療育手帳を有しているか、健康診断等で障がい明らかになった学生とする。

ただし、当該学生・保護者等が根拠資料の提出をすることが困難な場合、または当該学生・保護者等の申し出がなくとも、当該学生の困難な状況を認識した教職員からの提案があった場合は、当該学生を含めて建設的対話を行い、支援が必要であると認定したものを支援の対象とする。

### (4) 「合理的配慮」としての支援内容

- ①入学試験（入学前、受験時など）
- ②修学（授業、卒業などの教務事項）
- ③学内における学生生活（課外活動、学校行事など学生支援）
- ④就職支援（イベント、企業訪問など）
- ⑤面談（要望により、支援内容について学生や保護者等との面談を行う）

## 2. 支援内容について

### (1) 支援内容の決定手順

学生本人及び、当該学生の保護者等から申し出があった場合、もしくは、当該学生の困難な状況を認識した教職員からの提案があった場合、当該学生・保護者等と本学が建設的な対話を

し、双方の合意に基づいた内容に対して、学長が合理的配慮による支援を決定する。その際、本学の教育目標・内容・評価の本質について変更することはしない。支援の策定及び内容の調整は「長岡大学障がい学生支援委員会規程」に定める障がい学生支援委員会で行う。又、支援内容についてはモニタリングを行い、必要がある場合には支援内容の変更も含め調整を行う。

## (2) 支援内容

上記(1)により支援内容を決定する際、本学においては以下の内容を参考にする。

### ①受験に際しての配慮

・入学試験における大学入学共通テスト試験の「受験上の配慮」に準ずるもの。

(例) 試験時間の延長、別室の設定、試験室入り口までの付添者の同行等。

### ②入学後および在学生への配慮

・学内の移動に対する配慮

(例) 下肢機能障がいのある学生の場合は、車いすでの学内の移動がしやすいよう配慮する等。

・講義に対する配慮

(例) 聴覚障がい等により講義内容が聞き取りづらい場合、聴講席を最前列の指定席にする等。

(例) 発達障がいにより口頭での指示を理解することが難しい場合、文書等により伝達する等。

(例) 障がい等により、わからないことがあってもうまく伝えることがでずに困っている様子が見えた場合、学生に声がけをし、質問しやすいようにする等。

・試験等に対する配慮

(例) 身体等の不自由により、通常の時間内での答案記入が困難と認められた場合、試験時間の延長を認める等。

・就職活動に対する配慮

(例) 障がい者雇用枠がある企業での就職を希望する場合、もしくは、特性を配慮してくれる企業での就職を希望する場合、企業情報の提供や企業との交渉を行う等。

## (3) 「合理的配慮」としての支援内容に含まれないもの

「障害者の権利に関する条約」第二条 定義により定める。以下第二条からの抜粋を記載する。

「合理的配慮とは」

合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

以上を根拠として、合理的配慮としての支援内容に含まれない事項の例を紹介する。

①教育に関わる本質的な変更を伴うもの

成績評価において、教育目標や公平性を損なうような評価基準の変更や、合格基準を下げることで、卒業要件を緩和することなど。

②体制面、財政面において均衡を失した、又は本学にとって過度の負担を課すもの、大きな財政負担や管理が必要となる施設設備の改修要望、学内での学生生活（授業含む）に必要な個人専用の装置やサービス等の提供。

学内移動時に必要な介助者の手配及びそれに係る費用（自己手配・自己負担とします）、ボランティア手配及びそれに係る費用（自己手配・自己負担とします）など。

③教育と関係のない個人的な生活全般に渡る支援

個人に対する車椅子の提供等の装備への負担、本学の修学と関係のない課外活動についての支援など。

### 3. その他

①支援に関する相談窓口は、入学前は入学課、入学後は学生課とする。

②バスによる車椅子利用については、バス路線においての対応の可否について確認する必要がある。

③個人に係る相談内容などの秘密は厳守する。他部署との情報共有が必要となった場合は、事前に本人の了承を得る。

④合理的配慮における基本方針は随時見直しが行われるので、日本学生支援機構のホームページ等で定期的に上記方針の確認が必要。

#### 附則

この基本方針は、令和元年12月4日から施行する。

#### 附則

この基本方針は、令和4年1月20日から施行する。

#### 附則

この基本方針は、令和5年2月15日から施行する。

#### 附則

この基本方針は、令和6年3月12日から施行する。